

転出届をされる方へ

愛知県愛知郡東郷町役場
(代表 ☎0561-38-3111)

東郷町から他の市区町村へ転出される方は、新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村で転入手続きをしてください。

(届出がおくれると過料に処されることがありますので注意してください。)

なお、転出(予定日)から東郷町に「住所はない」ものとして取り扱われます。

転入届には「転出証明書」が必ず必要となりますので、大切に保管してください。

また、転出をとりやめたときには「転出証明書」をご持参のうえ、速やかに転出取消の届出を行ってください。

担当窓口	該当	処理	ご案内	持ち物
窓口② 1 F 住民課 ☎0561-56-0731		印鑑登録	印鑑登録証をお持ちの方は、印鑑登録証の返却をお願いします。 ※転出(予定)日以降は、自動的に廃止されます。	印鑑登録証
		住民基本台帳カード	住民基本台帳カードをお持ちの方は、新住所地で住所変更の手続きをお願いします。	住民基本台帳カード
		マイナンバーカード	マイナンバーカードをお持ちの方は、新住所地で住所変更の手続きをお願いします。 国外転出される方は、継続のお手続きをお願いします。	マイナンバーカード
窓口③ 1 F 保険医療課 【国民健康保険、国民年金】 ☎0561-56-0738 【後期高齢者医療保険、各種医療】 ☎0561-56-0739		国民健康保険	国民健康保険加入者は、国民健康保険の喪失の手続きをお願いします。また、国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主が転出した場合は、国民健康保険の世帯主変更の手続きをお願いします。	国民健康保険証又は資格確認書、申請者及び国民健康保険加入者のマイナンバー
		後期高齢者医療保険	後期高齢者医療加入者は、資格喪失の手続きをお願いします。	後期高齢者医療被保険者証又は資格確認書、預貯金通帳
		国民年金	海外に転出される方は、国民年金の喪失の手続きをお願いします。	年金手帳または基礎年金番号通知書
		子ども医療	子ども医療費受給者証をお持ちの方は、資格喪失の手続きをお願いします。	子ども医療費受給者証
		障害者医療受給者	障害者医療費受給者証をお持ちの方は、資格喪失の手続きをお願いします。	障害者医療費受給者証
		精神障害者医療	精神障害者医療費受給者証をお持ちの方は、資格喪失の手続きをお願いします。	精神障害者医療費受給者証
		母子及び父子家庭医療	母子及び父子家庭医療費受給者証をお持ちの方は、資格喪失の手続きをお願いします。	母子及び父子家庭医療費受給者証
窓口⑤ 1 F 高齢者支援課 ☎0561-56-0735		介護保険	65歳以上の方又は介護認定を受けている40歳以上64歳以下の方は、介護保険資格喪失の手続きをお願いします。介護認定を受けている方は受給資格証明書をお渡しします。	介護保険証、認定証(負担割合証、負担限度額認定証をお持ちの方)、預金通帳
窓口⑥ 1 F 福祉課 ☎0561-56-0732		東郷町障がい者扶助料	障がい者扶助料受給者の方は、受給権消滅の手続きをお願いします。	
		愛知県在宅重度障害者手当	在宅重度障害者手当受給者の方は、資格喪失の手続きをお願いします。(県外転出のみ)	
		特別障害者手当等	特別障害者手当等受給者の方は、資格喪失の手続きをお願いします。(県外及び他市への転出のみ)	
		特別児童扶養手当	特別児童扶養手当受給者の方は、転出の手続きをお願いします。(県外転出のみ)	

担当窓口	該当	処理	ご案内			持ち物
窓口⑧ 1 F 環境課 ☎0561-56-0729			犬の登録事項 犬の海外渡航	畜犬飼養されている方は、新住所地の市区町村畜犬担当部署で登録事項の変更の手続きをお願いします。 畜犬を1年以上海外渡航させる方は、海外渡航の手続きをお願いします。		畜犬登録鑑札
窓口⑩ 1 F 税務課 【軽自動車税等、個人住民税】 ☎0561-56-0724 【固定資産税】 ☎0561-56-0725			原動機付自転車・小型特殊自動車	原動機付自動車及び小型特殊自動車をお持ちの方は、新所在地の市区町村役場で車輛の住所変更の手続きをお願いします。	注 意 転出後も引き続き定置場が町内にある場合は、軽自動車税は東郷町で課税されます。	ナンバープレート、標識交付証明書、窓口に来られる方の運転免許証又は保険証
		軽自動車税等	軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車（三輪・四輪）をお持ちの方は、新所在地を管轄している軽自動車検査協会で車輛の住所変更の手続きをお願いします。		手続き先（軽自動車検査協会）へお問い合わせください。
			軽自動車（二輪） 126cc以上250cc以下	軽自動車（二輪）126cc以上250cc以下をお持ちの方は、新所在地を管轄している運輸支局で車輛の住所変更の手続きをお願いします。		手続き先（運輸支局）へお問い合わせください。
			小型自動車（二輪） 251cc以上	小型自動車（二輪） 251cc以上をお持ちの方は、新所在地を管轄している運輸支局で車輛の住所変更の手続きをお願いします。		手続き先（運輸支局）へお問い合わせください。
			固定資産税	東郷町内に土地家屋をお持ちの方は、手続きが必要な場合がありますので、窓口へご相談ください。		
			税共通	海外に転出される方は、納税管理人を指定する手続きをお願いします。		
窓口⑨ 2 F 学校教育課 ☎0561-56-0752			小中学校の転校	小中学生及び10月1日以降転入の新小学1年生の方は、転校手続きをお願いします。転校手続き後、学校で在学証明書（転校用）、教科書給与証明書の交付を受けてください。		
			保護者変更	保護者の転出など、保護者に変更が生じた場合は、保護者変更の手続きをお願いします。		
いこまい館 2 F こども保健推進室 ☎0561-37-5813			児童手当	児童手当受給者が転出する場合、受給事由消滅の手続きをお願いします。児童のみが転出する場合、窓口へご相談ください。		※状況によりその他書類が必要になる場合があります
			児童扶養手当	児童扶養手当認定者の方は、住所変更のお手続きをお願いします。		
			遺児手当	遺児手当認定者の方は、資格喪失又は住所変更のお手続きをお願いします。		印鑑
			とうごうファミリー・サポート会員	とうごうファミリー・サポート会員の方は、とうごうファミリー・サポート会員証の返却をしてください。 ※ファミリー・サポート事務局（いこまい館 2 F）		
			保育園	保育園に在園されている方は、保育園に退所届を提出してください。		印鑑
町民会館 3 F 図書館 ☎0561-38-2900			図書館ご利用者	図書利用カード及び貸出中の本を返却してください。貸出中の本は、転出日又は返却日のいずれか早い日までに返却してください。※近隣市町（日進、豊明、みよし、名古屋市緑区、天白区）及び豊田市へ転出する方は、図書館で手続き後に引き続き利用できます。		図書利用カード、引き続き利用を希望される方は運転免許証又は保険証